

令和 **56** 年度

父母教師会規約・細則



仙台市立東長町小学校

仙台市太白区郡山 6 丁目 5 番 1 号

電話 022 (248) 0238

6年間保存してください

東長町小学校父母教師会(P T A)について

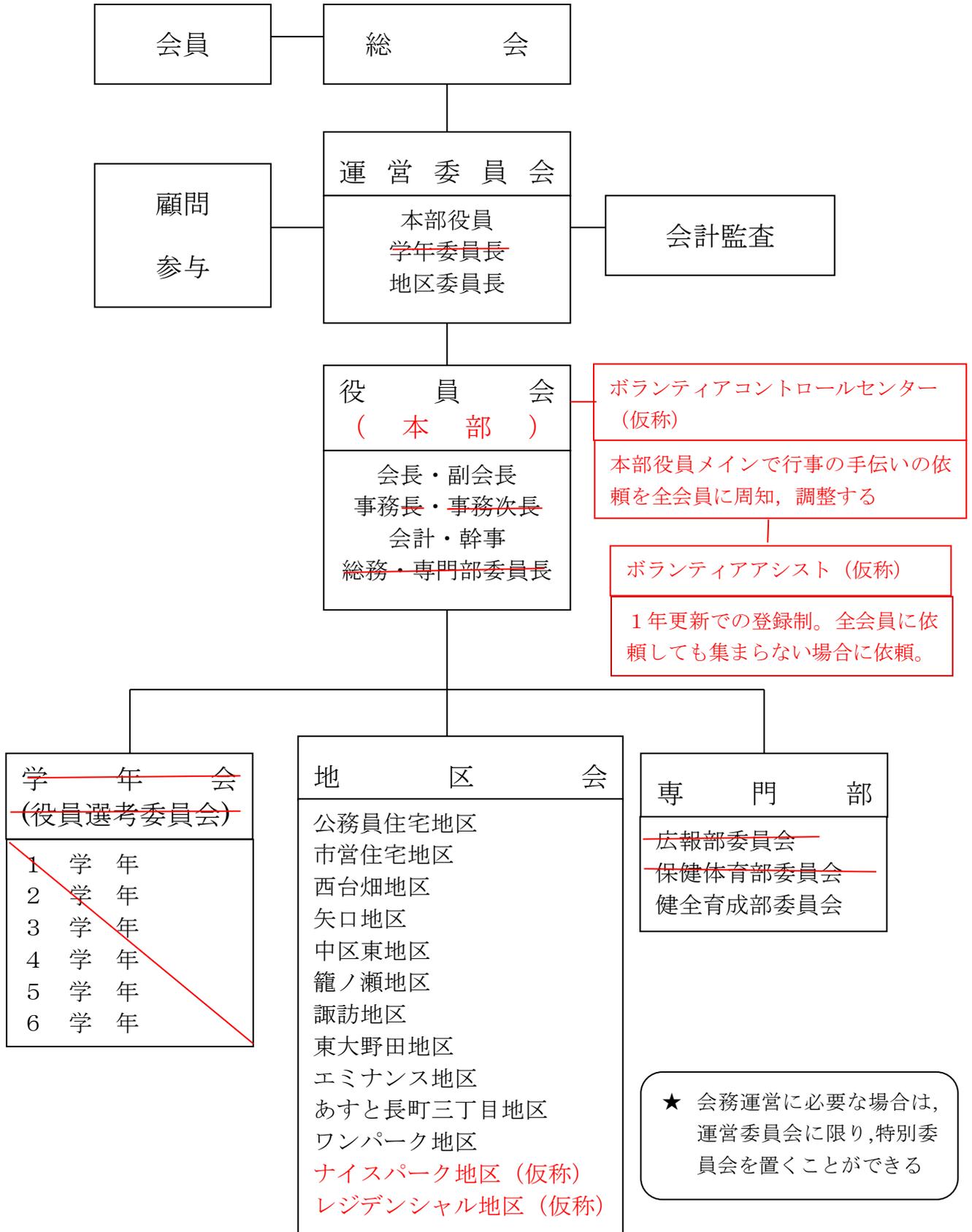
1. P T Aの目的

- P T Aの目的は児童生徒の健全な成長をはかることです。
- 児童生徒の健全な成長をはかるためには,学校・家庭・社会が協力し特に直接責任を負うのは学校と家庭で,その協力体制は地域社会における児童生徒の教育にも強い役割をもっています。
- P T Aはこの目的のもとに次の活動を行います。
 1. 学校及び家庭における教育の理解と振興
 2. 児童生徒の校外における生活の指導
 3. 地域における教育環境の改善などを促進するために必要な諸活動。
- P T Aの性格としては
 1. 任意の自主的団体であること。
 2. 特定の政党や宗教に片寄ることなくあくまでも中立であること。
 3. もっぱら営利を目的とするような行為は行なわないこと。
 4. 社会教育団体であること。
 5. 児童生徒の教育に重大な関心をもつが,学校人事や管理には干渉しないこと。
- 東長町小学校父母教師会の規約は上の目的にそって作られています。
- 東長町小学校P T Aの合言葉「できる人が,できることを,できる時に」互いに協力し合い,支え合いながら,子供たちの成長のために活動を!

2. P T Aの組織と運営

- P T Aの組織は議決機関として総会と運営委員会があり,総会は会員全員参加のもとに事業・予算等重要事項を審議します。
運営委員会は,総会決定事項及びその他の事項の運営について具体的に審議します。また総会及び運営委員会に提出される議案の企画並びに,緊急を要する事項の運営処理については役員会があります。

3. 組織図



4. 地区割り

- 西台畑地区（西台畑町内会）
 - ・郡山1丁目（9－18番・19番の一部）
 - ・郡山2丁目（3－9番）
 - ・あすと長町4丁目
- 矢口地区（矢口町内会, アークス町内会,）
 - ・郡山2丁目（10－14番）
 - ・郡山6丁目（1－4番・6番）
- 中区東地区（在家町内会, 矢来町内会）
 - ・郡山3丁目
 - ・郡山4丁目
 - ・郡山5丁目（1－14番・15番の一部）
- 市営住宅地区（郡山市営住宅町内会）
 - ・郡山6丁目（6番の一部）
- 公務員住宅（公務員住宅町内会）
 - ・郡山6丁目（5番）
- 籠ノ瀬地区（籠ノ瀬町内会）
 - ・郡山5丁目（15番の一部・16－19番）
 - ・郡山7丁目（10－15番）
 - ・郡山8丁目（4－8番・15－18番）
（旧地名 籠ノ瀬・天王前・小原・ぜに神の一部）
- 諏訪地区（諏訪町内会）
 - ・郡山7丁目（1－9番・16－19番）
 - ・郡山8丁目（1－3番・9－14番・19－21番）
（旧地名 的場・座頭屋敷・諏訪東浦・諏訪脇南・ぜに神の一部）
 - ・諏訪町全域
- 東大野田地区（東大野田町内会）
 - ・東大野田全域
- エミナンス地区（エミナンス町内会）
 - ・郡山8丁目（22番の1）
- あすと長町三丁目地区（あすと長町町内会）
 - ・あすと長町2丁目
 - ・あすと長町3丁目
- ワンパーク地区（ワンパーク町内会）
 - ・あすと長町4丁目（3－54）
- ナイスパーク地区（ナイスパーク町内会）
 - ・あすと長町4丁目（3－34）
- レジデンシャル地区（レジデンシャル町内会）
 - ・あすと長町4丁目（3－15）

○PTAの具体的な活動分野として次の3つがあります。

- ①地区活動 PTAの地区組織で地域における児童の生活指導を中心に地域の教育環境の浄化に努めます。
- ②学年活動 学年組織で担任と児童の保護者が直接児童の諸問題について話し合い健全な成長発達が促進できるよう努めます。
- ③専門部活動 PTA全体にかかわる事業及び、地区・学年に属さない諸活動をそれぞれの分野毎に専門的に分担して進めていきます。本会としては、健全育成・保健体育・広報・~~安全対策の4~~の3部があります。

上記のうち②学年活動、③専門部の保健体育・広報を役員会(本部)に集約して取りまとめ、本部役員会の中で担当を割り振り活動します。

今までのそれぞれ選出されていた役員の活動はボランティアコントロールセンター(仮称)からPTA会員全員に呼びかけ、活動します。

呼びかけで集まらない場合は登録制のボランティアアシスト(仮称)に依頼して活動する形にします。

ただし、あくまでも試行期間(1年間)での活動なので、皆様のご協力がなければ、従来通りの活動に戻ります。

仙台市立東長町小学校父母教師会規約

第一章 名称及び事務所

- 第1条 この会は、仙台市立東長町小学校父母教師会（PTA）という。
第2条 この会の事務所は、仙台市立東長町小学校内に置く。

第二章 目的及び活動

- 第3条 この会は、会員の提携協力により家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかると共に、会員自らの教養を高め、教育に対する理解を深めることを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。
1. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を指導する。
 2. 児童の保護、並びに学習の奨励援助をする。
 3. 地域社会の生活環境を善くする。
 4. 良い父母、良い職員となるように、会員相互の教養を高める。
 5. その他、この会の目的を達成するために必要な活動をする。

第三章 方針

- 第5条 この会は、教育を本旨とする団体として、次の方針に従って活動する。
1. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような活動は行わない。
 3. この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 4. この会は自主独立の団体であるから、他のいかなる団体からも支配や干渉を受けてはならない。
 5. 学校人事その他管理には干渉しない。

第四章 会 員

- 第6条 この会の会員は、仙台市立東長町小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者及び同校の教職員とする。
- 第7条 この会の会員は、すべて平等の権利と義務を有し、また、この会の会費を納める。ただし会費の額は総会で決定する。
- 第8条 この会の会員は、仙台市PTA協議会、日本PTA全国協議会の会員となる。

第五章 経 理

- 第9条 この会の運営に要する経費は、会費及び寄付金をもって支弁され、事業収入及びその他の収入は、特別会計として教育の施設・教具費等にあてる。
- 第10条 この会の会費は、普通会費及び臨時会費とし、普通会費は年に1度、臨時会費は必要により会長が総会にはかり臨時に現金にて徴収する。
- 第11条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし、予算の更生は運営委員会の協議により行なう。
- 第12条 決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。但し、会計整理期間は定期総会までとする。

第六章 役 員

- 第14条 1. この会に、次の役員を置く。
- | | |
|---------|----------|
| ・会 長 1名 | ・副会長 4名 |
| ・事務長 1名 | ・事務次長 2名 |
| ・会 計 2名 | ・総 務 6名 |
| ・幹事 若干名 | ・監 査 2名 |
2. ~~4役(会長・副会長・事務長・事務次長・会計)は、この会の他の役員または委員を兼ねることが出来ない。~~
~~ただし、会長の承認が得られた場合は、これに限らない。~~
3. ~~役員の中の幹事若干名の中には、各専門部委員長4名を含むものとする。~~
4. ~~総務は各学年委員より1名選出する。~~

- ~~第15条 役員改選の場合は、役員候補者選考委員会(以下『役員選考委員会』~~

という)を設ける。~~専門部委員長は、役員選考委員会の選考より除く。~~

~~第16条 役員選考委員会について、必要な事項は細則で定める。~~

~~第17条 1. 役員の変更は、総会もしくは信任投票(総会議事同等とする)によって承認される。
2. 役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。
3. 役員は任期満了といえども後任者が決まるまでは、その職務を行う。
4. 会長選出において役員選考委員会を選出できない場合、各地区会の輪番において会長を選出する。
1番 東大野田・エミナンス 2番 西台畑・矢口・ナイスパーク・レジデンシャル
3番 公務員住宅 4番 籠ノ瀬・中区東
5番 諏訪 6番 市宮住宅・あすと長町三丁目・ワンパーク~~

~~第18条 1. 役員に欠員が生じたときは、運営委員会で後任者を選出し会員に報告する。~~

~~2. 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。~~

第19条 1. この会に要請顧問及び参与をおく事が出来る。

2. 顧問には元会長、参与には校長を会長が委嘱する。

3. 顧問はこの会の要請に応じ、参与はこの会の運営に協力する。

第20条 1. 会長は、会務を統括しこの会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。

3. 会計は、予算に基づいて会計事務を処理し、また監査を経て決算報告する。

4. 事務長は、会長の指示に従いこの会の事務を処理する。また総会、運営委員会及び役員会等の議事録、その他重要書類を保管する。

~~5. 事務次長は、事務長の指示により、この会の庶務に従事する。~~

6. 幹事は、この会の専門分野の活動の推進に当たる。4役の補佐をする。他に総会、運営委員会、役員会の議事を記録する。

7. 監査は、この会の監査に当たる。

第21条 教職員をこの会の役員に委嘱する場合は、校長の推薦によるものでなければならない。

第七章 総会及び運営委員会・役員会

第22条 1. 総会は、この会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。

2. 総会は、会長がこれを招集する。総会の定足数は、委任状も含めて会員の二分の一以上とする。
3. 総会の議長は、その都度会員より選出する。必要によっては副議長をおくことができる。

- 第 23 条
1. 総会は、定期総会(4月)及び臨時総会とする。
 2. 総会においては、次の事項を審議する。
 1. 規約の改廃に関する事。
 2. 事業計画・予算・決算に関する事。
 3. この会の運営について重要な協議並びに報告に関する事。
 3. 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または会員の十分の一以上の要求があったときに開催する。
 4. 総会の議事は、出席者の過半数で決める。
- 第 24 条 運営委員会は、総会につく議決機関であって、役員・地区委員長・~~学年委員長~~をもって構成し、会務の運営について協議する。
- 第 25 条
1. 役員会(会長・副会長・事務長・~~事務次長~~・会計・幹事)は必要に応じ会長がこれを招集し、その議長には副会長がなる。
 2. 監査は、会長の要求に応じて役員会等に出席することが出来る。ただし、議決に加わることはできない。
 3. 役員は、総会並びに運営委員会に提出する議案作成し、議決に基づいて会務を執行する。また、緊急を要する事項を処理する。
- 第 26 条 会長から出席を求められたものは、意見を述べるができるが議決に加わることはできない。

第八章 専門部委員会

- 第 27 条
1. この会の専門分野の活動を企画し、推進するため専門部委員会をおく。
 2. 専門部委員会について必要な事項は細則で定める。

第九章 地区会・~~学年会~~

- 第 28 条
1. この会の活動を推進するため地区会・~~学年会~~をおく。
 2. 地区会・~~学年会~~について必要な事項は細則で定める。

第十章 細 則

- 第 29 条
1. この会の運営について必要な事項は、この規約に反しない限り細則で定める。
 2. 細則の制定及び改廃は、運営委員会で行なう。

第十一章 改正

第30条 この規約は、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ、改正することはできない。

附 則 この規約は、昭和28年 5月 1日から実施する。

昭和42年	4月16日	一部改正
昭和50年	4月20日	一部改正
昭和51年	2月 1日	一部改正
昭和52年	2月11日	一部改正
昭和59年 ¹	2月15日	一部改正
平成 5年	4月24日	一部改正
平成 6年	4月23日	一部改正
平成 8年	4月25日	一部改正
平成10年	4月23日	一部改正
平成11年	4月20日	一部改正
平成13年	4月24日	一部改正
平成15年	4月24日	一部改正
平成16年	2月27日	一部改正
平成22年	2月18日	一部改正
平成24年	3月 6日	一部改正
平成27年	2月12日	一部改正
平成30年	4月21日	一部改正
令和 2年	4月14日	一部改正
令和 3年	1月14日	一部改正
令和 4年	1月13日	一部改正
令和 6年	1月19日	一部改正

細 則 1 専門部委員会

- 第1条 細則は、規約第27条に基づき、この会の専門部委員会の運営にこの必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 1. この会に、次の専門部委員会(以下「各委員会」という)をおき、任務は次のとおりとする。
- | | |
|---------|---|
| 健全育成委員会 | 1. 校外における児童の生活環境の整備に関する事項。
2. 児童の交通安全の確保に関する事項。
3. 校外生活の指導に関する事項。 |
| 保健体育委員会 | 1. 児童及び会員の保健衛生の向上に関する事項。
2. 児童及び会員のスポーツ、レクリエーションに関する事項。 |
| 広報委員会 | 1. 会報の編集・発行に関する事項。 |
2. 会務運営に必要なときは、運営委員会にはかり、特別委員会をおくことができる。
- 第3条 1. ~~広報委員会・保健体育委員会は、各学年より選出された若干名、~~
専門部から外し、本部役員の中から広報誌担当、保体関係の事項の担当を必要に応じて選出し対応する。健全育成委員会は、各地区より選出された若干名及び教師役員若干名の委員で組織する。
2. 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
3. 任期満了後といえども後任者が決まるまでは、その職務を行う。
- 第4条 各委員会は、会長の要請に応じるほか、自主的にその委員会に属する事項を企画立案し、本部役員会に図り執行する。また、総会及び運営委員会の委任により企画した事項を執行する。
- 第5条 **各健全育成**委員会に委員長、副委員長及び会計をおく。
委員長1名、副委員長2名、会計1名は、委員の互選で決める。
- 第6条 1. **各健全育成**委員会の委員長は、その委員会を代表、委員会に属する業務を統括する。
2. **各健全育成**委員会の委員長は、役員の仕事の職務にあたる。
3. 副委員長は委員長を助け、委員長事故ある時は、これを代行する。
4. 会計は、委員会の会計事務を処理する。
- 第7条 1. ~~各部健全育成~~委員会の会合は委員長が招集し、その会の議長には、

委員長が当たる。

2. 会長において必要がある時、または3名以上の委員の同意があれば、委員長に対して会合の開催を要求することができる。
3. 委員長は、その要求を受けた時は、会合を開かなければならない。

~~第8条 1. 二つ以上の各委員会に関係ある事態が生じたときは、委員長は関係各委員会の委員長と協議し合同の会合を開くことができる。
2. この場合議長は、出席者の協議によって決める。~~

~~第9条 会合を開くときは、会議の3日前までにその日時、場所、議題を委員及び会長に連絡しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。~~

~~第108条 会長及び委員長から出席を求められたものは、会合に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。~~

附 則 この細則は、昭和42年 4月16日から実施する。

昭和52年 2月11日 一部改正

昭和59年11月17日 一部改正

《昭和60年4月1日から実施》

平成 5年 4月24日 一部改正

平成 6年 4月23日 一部改正

平成 8年 4月25日 一部改正

平成11年 4月20日 一部改正

平成12年 4月25日 一部改正

平成13年11月30日 一部改正

平成15年 4月24日 一部改正

平成16年 2月12日 一部改正

平成29年12月14日 一部改正

平成30年 4月21日 一部改正

令和 4年 1月13日 一部改正

令和 6年 1月19日 一部改正

細 則 2 地 区 会

第1条 この細則は、規約第28条に基づき、この会の地区会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 地区会は、地区内に居住する会員をもって構成し、次の活動を行う。

1. 地区における会員相互の親睦と融和をはかり, 教養を深め合う。
 2. 校外における児童の心身の健康と安全を守り, 地域環境の浄化に努める。
 3. 地区子供会の支援をする。
- 第3条 1. 地区活動を運営するために, 各地区に次の委員をおく。
・地区委員長 1名 ・副委員長 1名 班長, 副班長 各若干名
- 第4条 1. 地区委員は地区毎に選出する。
2. 委員の任期は1年とし, 再選は妨げない。
3. 任期満了後といえども後任者が決まるまではその職務を行う。
- 第5条 1. 地区委員長はその地区を代表し, 地区会の会務を統括する。
2. 副委員長は, 委員長を助け委員長事故あるときはこれを代行する。
- 第6条 1. 地区委員長は, 地区会の運営その他に関し連絡及び協議を必要とするときは, 地区総会並びに地区委員会を開くことができる。
2. 地区総会を開くときは地区総会の日時・場所を事前に本部に連絡しなければならない。ただし, 急を要する場合はこの限りでない。
- 第7条 地区活動の連絡と交流をはかるため, 各地区正副委員会(地区連絡会)を開くことができる。

附 則 この細則は, 昭和42年 4月16日から実施する。
昭和52年 2月11日 一部改正
昭和59年11月17日 一部改正
《昭和60年4月1日から実施》
平成15年 4月24日 一部改正

細 則 3 学 年 会

- 第1条 この細則は, 規約第28条に基づき, この会の学年会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 学年会は, 学年の父母及び担任教師をもって構成し次の活動を行う。
1. 学年(学級)単位の会員相互の親睦と融和をはかり, 教養を深め

- 合う。
2. 児童のよりよい環境の整備に協力する。
- 第3条 1. 学年会の運営を円滑にするために、学年委員若干名をおく。
2. 学年委員は、学級毎に選出する。
3. 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
4. 任期満了後といえども後任者が決まるまではその職務を行う。
- 第4条 学年委員の互選により、次の役員をおく。
・学年委員長 1名 ・副委員長 1名 ・幹事 7名
・役員選考委員 1名
- 第5条 1. 学年委員長は、学年を代表し学年会の会務を統括する。
2. 副委員長は、委員長を助け、委員長事故ある時はこれを代行する。
- 第6条 1. 学年委員長は、学年会の運営その他に関、連絡及び協議を必要とするときは、学年総会並びに学年委員会を開くことができる。
2. 学年総会を開く時は、学年総会の日時・場所・議題を事前に本部に連絡しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。
- 第7条 学年委員長は本会の役員・専門部委員長・地区委員長を除き、他の委員の職と兼ねることができる。
- 第8条 学年活動の連絡と交流をはかるため、各学年正副委員長会(学年連絡会)を開くことができる。

ボランティア化試行期間のため、学年会を廃止する。ボランティアコントロールセンター(仮称)を設置し、教職員に年間行事で保護者の手伝いが必要となる日を事前に報告してもらい、各学年の会員や全会員に手伝いを呼びかけ、対応することとする。依頼や人数調整、教職員との調整等は本部役員の担当が対応する。人員確保が十分ではない場合は、登録制のボランティアアシスト(仮称)に登録している会員に呼びかけ、対応する。但し、一年の試行期間で対応ができないと判断した場合は、学年会を復活し、従来の規約通りの運営とする。

- 附 則 この細則は、昭和51年 4月 1日から実施する。
昭和59年11月17日 一部改正
《昭和60年4月1日から実施》
平成 8年 4月25日 一部改正
平成13年11月30日 一部改正
平成15年 4月24日 一部改正
平成22年 2月18日 一部改正
令和 4年 1月13日 一部改正
令和 6年 1月19日 一部改正

細 則 4 役員候補者選考委員会

- 第1条 この細則は、規約15条に基づき、この会の役員候補者選考委員会（以下『選考委員会』という）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 選考委員会は、副会長1名と学年会で構成する。
- 第3条 役員選考委員は委員の互選により次の役員をおく。
1. 委員長は副会長とする。
 2. 副委員長は各学年より1名ずつ選出する。
- 第4条 正副委員長の任務は次のとおりとする。
1. 委員長はこの会を統括する。
 2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時は代行する。
- 第5条 選考委員は役員の候補者をあげ、役員会・運営委員会を経て総会において報告することを任務とする。
- 第6条 選考委員の任期は新役員が総会で承認された時までとし、その時委員会は解散される。
- 第7条
1. 選考委員会は委員長が招集し議長となる。
 2. 選考委員会は委員総数の過半数をもって成立する。
 3. 選考委員会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。
- 第8条 役員候補者の選出にあたっては、本人の同意を得なければならない。
- 第9条 この細則の他に候補者選出までの手順を定め学校保管とする。

ボランティア化試行期間のため、役員候補者選考委員会は廃止とする。本部役員の役員については、自薦・他薦による募集をかけるとする。但し、試行期間1年の間に活動が成り立たないと判断した場合は、選考委員会を復活し、従来の規約通りの運営とする。

附 則	この細則は、	平成 6年 4月23日	から実施する。
		平成13年10月24日	一部改正
		平成14年 3月31日	一部改正
		平成16年 2月12日	一部改正
		平成22年 2月 4日	一部改正
		平成29年12月14日	一部改正
		令和 3年 1月14日	一部改正
		令和 4年 1月13日	一部改正
		令和 6年 1月19日	一部改正

仙台市立東長町小学校父母教師会会員表彰規定

- 第1条 仙台市立東長町小学校父母教師会の会員で、本会の運営に特段の貢献をし、その功績顕著なものは、この規程により総会において表彰する。ただし表彰は一度限りとする。
- 第2条 前条の表彰は、次の各号の一に該当するもののうちから、役員会において選考して行なう。
1. 役員及び運営委員として、本会の運営に参加し、その功績顕著であったもの。
 2. その他、本会の振興発展に特に功績のあったもの。
- 第3条 表彰にあたっては、表彰状並びに記念品を授与する。
- 第4条 表彰した場合は、表彰者名簿に登載し、これを保存する。
- 第5条 この規程は、運営委員会の承認を得て改廃する。
- 附 則 この規程は、昭和51年 2月 1日から実施する。
- | | | |
|-------|--------|------|
| 昭和59年 | 11月17日 | 一部改正 |
| 平成 5年 | 4月24日 | 一部改正 |
| 平成12年 | 4月25日 | 一部改正 |
| 平成13年 | 4月24日 | 一部改正 |
| 平成14年 | 3月31日 | 一部改正 |

仙台市立東長町小学校父母教師会旅費規定

第1条 仙台市立東長町小学校父母教師会の会員で対外的PTA活動に参加した者に対して旅費をこの規程に基づき支払うものとする。

第2条 本校を中心に半径5km以内は1日1,000円とする。
本校を中心に半径5km以上は1日1,500円とする。
但し、郡山中学校区内の活動に対しては支払われません。

第3条 前条の規程以外に特に支払いの必要があると認められた場合は、役員会において、金額を決定することができる。

第4条 この規程は、運営委員会の承認を得て改廃する。

その他、必要に応じて役員会で定める。

附 則 この規程は、平成 6年 4月23日から実施する。
平成13年 1月15日 一部改正
平成15年 4月24日 一部改正
平成22年 6月10日 一部改正

~~☆ 校外の各種会合出席旅費支払い~~

- ~~* PTA本部より出席依頼があった会合の旅費が出ます。~~
- ~~* 毎月末に精算しますので、各委員会ですべてまとめて提出してください。~~
- ~~* 『旅費支払い書』は起案書と同じ棚にあります。~~

~~☆ 起案書~~

- ~~* 必要事項を記入し、出金伝票も提出してください。~~
- ~~* 支払いには少々時間がかかりますので、余裕をもって提出してください。(教務の先生または本部まで)~~
- ~~* 出金は起案書に確認印をもらい、役員会で承認を得てからになります。但し、本部役員会・運営会に関しては、教務主任及びPTA会長の承認を得れば、出金後に役員会へ事後報告することもあります。~~
- ~~* 起案書・出金伝票は、PTAの棚にあります。(視聴覚室西側入り口側)~~

仙台市立東長町小学校父母教師会慶弔規定

- 第1条 仙台市立東長町小学校父母教師会の会員で、次の各号に掲げる慶弔の事実があった場合は、この規定により慶弔の意を表すものとする。
1. 教職員転退職のとき、餞別金 3,000 円。
 2. 会員または児童死亡のとき、弔慰金 5,000 円・花輪(生花)・弔電。
 3. 教職員親族死亡のとき、弔慰金 5,000 円・弔電。ただし、配偶者
1 親等以内の血族・姻族に限る。
 4. 元参与・父母教師会長死亡のとき、弔慰金 5,000 円・弔電。
 5. 会員が災害等に遭遇したとき、別に協議。

その他、特に慶弔の必要があると認めた場合は、役員会において定める。

第2条 この規定は、運営委員会の承認を得て改廃する。

第3条 慶弔費は役員会において協議する。

附 則 この規定は、昭和51年 2月 1日から実施する。

昭和59年11月17日	一部改正
平成 6年 4月23日	一部改正
平成10年 4月23日	一部改正
平成11年 4月20日	一部改正
平成14年 2月16日	一部改正
平成15年 4月24日	一部改正
平成22年 2月 4日	一部改正
平成29年12月14日	一部改正
平成30年 4月21日	一部改正